



Title	一八六〇年代と古典古代像の転換
Author(s)	厚東, 洋輔
Citation	年報人間科学. 1987, 8, p. 181-203
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9582
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学人間科学部（一九八七年二月）

『年報人間科学』第八号 一八二頁—二〇三頁

一八六〇年代と古典古代像の転換

厚 東 洋 輔

一八六〇年代と古典古代像の転換

1 一八六〇年代—近代から古代へ

歴史には、わずか一世代の間に、一般的通念が根底から覆される時期がある。人間と社会に関する従来の前提が批判され、新しいものの見方が対置される。ひとたび新しい見解に接した人々は、もはや後戻りできない。新しい考え方はあたかも大気のように四方に拡がり、以後の人々の生活をつつみこむ。新しい知的環境を作り上げる先駆的作品には、それぞれ独立に書かれているのにそれが提示する新しい世界像は相互に密接な関連をもつ。そのためそれらの作品の著者達は、「あたかも協力し合つて知的な革命を遂行しているかのように見える。」¹⁾

一八六〇年代の一〇年間も、まさしくそういう時代のひとつであった。

一八六〇年代は、一八六一年に二つの偉大な業績が刊行されたことによつてはじめられる。ヘンリー・サムナー・メインの傑作『古代法』が刊行された同じ年に、社会科学史の一大奇書とももくされるヨハン・ヤコブ・バッハオーフェンの『母権』も出版された。一八六一

年は、通説を揺がす先駆的な作品が、イギリスとスイスという地理的に離れた場所で独立に発表されたことによつて、特に印象深い。この二つの野心作を追いかけるようにして、一八六四年には、フランスで画期的な作品が刊行された。それは、ノーマ・デニス・フュステル・ド・クーランジュの『古代都市』である。

メイン、バッハオーフェン、フュステル・ド・クーランジュのこれら三つの作品は、ヨーロッパの科学界全体に大きな衝撃を与え、一躍かれらの名前を有名にした。特に社会認識の分野で『古代法』『母権』『古代都市』の三書が及ぼした影響は測り知れない。

しかし、社会科学から思想・文化全体へと視野を広げた場合、知的革命を遂行した業績のリストとしては、以上の三つの書物だけでは不完全であろう。通説を洗い直す新しい波の棹尾をかざるものとして、一八七二年に刊行された『悲劇の誕生』を、今一つ追加する必要がある。一八六一年以来、一〇年余りの間に踵を接するようにして輩出したこれら四人の人物が、一八六〇年代を代表する思想家達である。

『古代法』『母権』『古代都市』『悲劇の誕生』といった書物から、一体どのような新しい観念が生まれ出たのだろうか。一八六〇年代

の思想家達は、「古典古代」に対する見方を一新する上で決定的な役割を演じた。「古典古代」の通念は、一八六〇年代を分水嶺として、大きく変容した。ギリシャ・ローマに関する（現代的教養の）起源は、多分、この時期に求められるだろう。

メイン、パツハオーフエン、フェステル・ド・クーランジュ、ニールチェという四者は、視点を換えればかなり異質な集団であろう。後に立入って論ずるが、例えば国籍からいえば、イギリス、スイス、フランス、ドイツ（後にスイス）と四者四様である。専門分野でいえば、法学（法制史）、神話学（法制史）、歴史学、哲学、に帰属させるのが通例であろう。経歴に着目すれば、行政官の体験をもつ大学教授、大学教授を経験した裁判官、教職以外の経験をもたない大学教授、大学教授を辞めた在野の知識人、といった様に類似した知識人サークルのなかで微妙な相違をみせる。パソナリティーを類型化すれば、クールな実務家、芸術家肌の夢想家、ナシヨナリスティックな学究、火をふくモラリスト、と各々性格分けすることができるとは思えない。このようにバラバラな四人の思想家達は、それぞれ独立に仕事を進め、独自の見解を抱く上で相互に影響し合った形跡はない。言及したり引用し合ったりする箇所を私は見い出すこともできなかった。にもかかわらず彼らの仕事は、自然発生的な分業によって、古代に関する通念を撃つ。様々な方向から来た光が凸レンズによって一点に集められるように、彼らの多彩な学問的営為は、古代像の変貌に向って収斂していった。

一八六〇年代に繰り広げられたギリシア・ローマの研究が、どう

して社会認識全体を揺がす程の起爆力を秘めることができたのか。この辺の事情を解きほぐす作業は、多分、西欧の社会認識の特徴を浮き彫りにすることを可能にしてくれると思われる。

『古代法』『母権』『古代都市』『悲劇の誕生』は、唯単にきわめて独創的な古代研究の書物に止まるものではない。著者達をつき動かしている問題意識は古代研究の枠に決して収まり切るものではない。否むしろ彼らを駆動しているのは、同時代に対する異和感あるいは疎外感である。古代研究のなかに同時代への尖鋭な関心を封じこめた点に彼らの独創性は由来する。『古代法』『母権』『古代都市』『悲劇の誕生』には、いずれも同時代への警告の書という趣がある。

パツハオーフエンは一八四三年にバーゼル大学を辞職した後、イタリア旅行を試みた。この旅行で彼は、後半生の通奏低音ともなる深刻な体験を味わった。

「私がローマ滞在から故国にもち帰ってきたのは、以前に増した精神の豊かさであり、それからの生活を貫く魂の深い真剣さであり、私の研究のための一層生氣にあふれ積極的な背景であった。……ローマに到着した際の私は、七王以前のローマについては何も知りたいたいと思わぬ共和主義者であり、またいかなる言い伝えにもしかるべき権利を認めない、「伝説」不信者であった……こうしたものすべてにはイタリアに葬り去られた。こうしたものを私は、別れの供物として古くからの土地神によく捧げたであろう。しかし神々はみなこれまでの冒瀆に対する怒りを和らげずに姿をかくしてしまっていた。私の頭の中では、すべてのものが次第に以前とは全

く異なった姿をとるようになった。」(1854—Bachofen, 1916:363)

ローマの文物に触れるなかで、バツハオーフェンは自らの「敵」をはつきりと自覚するに至る。古代ローマを研究する場合、ローマ建国の神話に一顧だにしないようなアプローチを、彼は「共和主義的」あるいは「不信者的」なものとして、否定しようとする。伝説や神話に信を措かない科学的態度によって描き出される情景は、貧しく生氣を失った世界のように見える。彼はこうした世界の中で真剣に生きることをもはや欲さない。

バツハオーフェンが克服しようとしているのは、同時代を支配している科学的あるいは合理主義的なものの方である。伝説や神話に信を措かず、実証的知識のみを尊ぶ態度は近代世界の根幹をなす。ローマ滞在中にバツハオーフェンがつかんだのは、近代に訣別するための端緒である。

『母権』は古代世界に対する反近代主義的アプローチの成果である。バツハオーフェンが「共和主義」や「合理主義」をたたくために持ち出すのは「神話」である。『母権』の序文で彼は次のように断言する。

「すべての発展の端緒は神話のなかにある。従って古代に関するより深いすべての研究が神話につれ戻されることは不可避である。神話こそが諸々の起源を己のうちにもち、またそれらを明らかにすることができるのである。」(1861—Bachofen, 1948:16)

このような心性をもつバツハオーフェンにとって一九世紀のヨーロッパは生き難い世界であったことだろう。

近代に対するバツハオーフェンのスタンスに最も近かったのがニーチェである。普仏戦争がプロイセンの圧倒的勝利に終わった同時代を見据えながら、彼は『悲劇の誕生』を書き上げる。その序文でニーチェの問題意識は端的にのべられている。すなわち「本書は、文学どおりドイツ的な希望のまったくななかへ、ドイツの問題を、渦巻として、転回点として差し出す書物である」(1872—Nietzsche, 1966:19, 20)。戦争に勝ち富国強兵の夢に酔い知れる「ドイツ的な希望」に、ニーチェが対決させるのが「芸術がこの人生の最高の課題である」という考え方である。彼は「芸術」をもち出すことによつて同時代を支配する「弱々しい教養」を撃とうとする。「教養」が「自己形成」という本来の意味を見失い、芸術を憎悪するに至ったところに、政治的衝動の無制限な支配が生まれる。「ドイツの問題」の核心は「教養」の変質に求められる。

このような観点からニーチェは現代の診断を行なう。

「われわれ近代人は……この末期ギリシアと同じ状態へと歩みをすすめてきた。同様な多すぎる知識欲、同様な途方もない世俗化、これらはその極点に達した。……これら末期ギリシアと同様な諸徴候は、近代文化の核心のなかにも、同様な欠陥、すなわち神話の破壊という欠陥があることを推測させるものである。」(1872—Nietzsche, 1966:128, 200)。こうして「芸術」を基準とするニーチェの同時代批判は、知識偏重の近代人・ロゴス優位の近代文化批判へと集約されていく。

バツハオーフェンとニーチェが戦いを挑んだのは、「科学革命」に

よって最もよく象徴されるような近代に對してであつた。それに反してフステル・ド・クーランジュとメイْنが格闘するのは、「フランス革命」に連らなる同時代であつた。

フステル・ド・クーランジュは『古代都市』の序文で、自己の古代研究がどのような問題意識に駆動されたものであるかを次のように明言する。

「われわれは古代都市の制度を十分に觀察研究しなかつたために、これを現代に復活させようと考えたこともあり、古代人のあいだの自由をはきちがえたために、近代人の自由を危険におとし入れたこともある。最近八十年のわが国フランスの状態は、近代社会の進歩をさまたげる大きな障害のひとつが、ギリシア・ローマの古代をつねに眼の前においておく習慣にあつたことを、明らかに示している」(1864=Fustel de Coulanges, 1903, 2, 355)。フステルは、「自由」を基準に同時代に警告を発する。「古代都市の制度と自由を現代に復活させよう」と試みたフランス革命によつて、「自由」は危殆に瀕している。近代の最大の危機は、フランス革命が宣揚するデモクラシーの理念のなかで自由が抑圧される点にある。フステルの古代研究は、こうした危機意識の産物であつた。

最後にメイْن。彼は若い頃から現実政治に對して旺盛な関心を示し、終生時論的評論を書き続けた。一八五〇年代には『サタデー・レビュー』という綜合雑誌の発刊に關与さえもした。メイْنにとつてジャーナリズムは、生涯を通して、重要な活動の場であり続けた。

彼の評論の多くはフランスの政治を扱っている。特にルイ・ナポ

レオンの示す新しい政治スタイルに衝撃をうけた。メイْنによれば、ルイ・ナポレオンの政治の基盤は「普通選挙制」である。「過去の体験と蓋然性に基いて判断すれば、普通選挙が秩序政党に権力を貸与するのは、一人の人間の掌中に權威が集中される限りであろう」(1849=Maine/Duff, 1979, 13)。

普通選挙は保守主義と革命主義を分つ垣根を取り払つた。保守主義者が進んで革命的言辞を口にする。保守主義と革命主義とが相互に反転し合う政治力学は、クーデターを誘発し、政治体制の存続を危うくする。

こうした破局に向かう政治動学は、なにもフランスに限られたものではない。イギリスでは、デイズレリーこそがこの新しい動向のチャンピオンである。メイْنはデイズレリーを、その「ジャコバン主義的言葉遣い」ゆえに嫌悪した。時代の病巣はフランス革命に端を発する「ジャコバン主義」に求められている。こうした反近代的霧囲気のなかで『古代法』は書き上げられたのである。^{*}

^{*}ここで「ジャコバン主義」的潮流といわれているものに、メイْنは後年「民衆統治」Popular government というはっきりした名称を与え、「人類が民衆統治に災厄ばかりでなく恩恵をも負っているという見解を否定することを目標に、一書を書き上げている。メイْنによれば、人類の進歩はすべて、これまでのところ政治的および社会的な貴族制度に由来するという。(1886=Maine/Vinik)このようにメイْنの政治的立場は、若くしてでき上がっている。

バツハオーフェン、メイْن、フステル・ド・クーランジュ、ニ

ニーチェが異和感をもったのは、科学とデモクラシー、ロゴスとフランス革命によって作り上げられた世界に対してであった。もしも「我々が直ぐヨオロッパといふものと結び付けるのが政治と科学である」(吉田健二)とすれば、この四人の思想家が対決しているのはヨオロッパの本質ということになるだろう。否「寧ろトインビーとともに科学と民主主義がヨオロッパであると考へるのが一九世紀のヨオロッパ人のヨオロッパ観といふもの」(叫田龍一、1970:236)であるとするれば、彼が戦いを挑んでいるのは一九世紀のヨオロッパである、といった方が正確かもしれない。科学と民主主義を基軸とするヨオロッパ観を否定するのが「ヨオロッパの世紀末」であるとするれば、『母権』『古代法』『古代都市』『悲劇の誕生』の四大業績は、『世紀末』に向けての助走のはじまりと位置づけることが可能だろう。

バツハオーフェン、メイン、クラランジュ、ニーチェの〈近代〉批判は、理論的というより直観的、体系的というより箴言的にはあるが、世紀末に顕著となる様々な要素を先取りした内容をもつ。彼らを反近代あるいはポストモダンと形容することもたしかに可能であろう。一口に近代批判といっても、彼らの関心は、近代社会のリアリティーにあるというよりは〈近代〉を把握するための認識枠組に向けられている。〈近代〉の問題性が知的枠組の局面に絞りこまれたとき、彼らの鋭鋒は最もさえわたった。バツハオーフェン、メイン、クラランジュによって近代批判の標的として選ばれたのが「自然法」的思考であり、またニーチェにとっては「文献学」が不倶戴天の敵

であった。

「自然法」と「文献学」を今並列したが、一九世紀中葉の人々にとっては、両者は対極の位置にある二つの異った思考様式と通常把握されていた。「自然法」的思考は、その非歴史性のゆえに論難される。例えばメインによれば「自然法あるいは社会契約論のような尤らしくしかも包括的であるが全く検証されていない理論が、社会と法の未開の歴史に関するまじめな研究よりも、広く世に受け入れられている」(1861=Maine 1970:3)。このような慨嘆すべき実情を打破するために「歴史に関するまじめな研究」が一八六〇年代に企図された。『古代法』『母権』『古代都市』という業績は、自然法的思考に「歴史」を対決させるという構図の下で仕上げられた。^{*}

・バツハオーフェンは「自然法学と歴史法学の対立」というテーマで教授就任講演を行っている。彼がコミットしているのは「歴史法学」であることは言うまでもない。参照、1841=Bachofen, Werke I, 1943.

他方、ニーチェが当代の「文献学」を批判するのはその歴史主義的偏向ゆえにである。ニーチェにとって「歴史」は〈近代〉を批判する拠点であるどころか、批判されるべき対象である。彼が求めている「超歴史の立場は、ある意味では没歴史的と言ってもいいようなラディカルな内容であって、いつさいの歴史の廃絶」を志向している(西澤、1977II: 315)

何故これ程まで強く歴史主義は排斥されねばならないのか。ニーチェの目には「ギリシアの古代をも、他の古代と同じ程度で『歴史的』に習得しようと努力しつづける」当代の文献学に従う限り、ギ

リシアの古代は、近代文化に屹立するものでなく、なだらかにつな
がったものになってしまふ。彼にとって我慢ならないのは「ギリシ
ア人とほどほどに、気楽に、妥協するすべ」をマスターすれば能事
終わりとする近代人の驕慢である。「文献学」は本来、こうした近代
中心主義を是正すべきなのに、「歴史学」と野合することによつて、
かえつてその傾向を助長する。歴史主義は、古代と近代を分つ相違
をなしくずしにしてしまふ。それ故峻拒されるべきなのである。ニ
ーチェにとつて古代と近代の無差別化こそ、現代風教養の犯した最
大の罪であつた。

古代と近代の混同を苛責なく批判する点で、バツハオーフェン、
メイン、クーランジュの三者も、ニーチェに優るとも劣らない。ク
ーランジュは言う。

「われわれを少年時代からギリシア・ローマ人のあいだに生活さ
せるわが国の教育制度は、たえず彼らをわれわれと比較し、彼らの
歴史をわが国の歴史によつて判断し、かつわが国の革命を彼らの革
命によつて説明する習慣をあたえた。……われわれはほとんどつね
に彼らギリシア・ローマ人のうちにわれわれ自身の姿をみとめる。
しかしここからおおくのあやまりが生ずるのであつて、これら古代
民族を、現代の見解や事実をとおしてながめるとき、ほとんどつね
に彼らを誤解する心配がある。」(1864=Fusel de Coulanges, 1903:1

—2, 註: 35)

近代と古代の同一視が〈近代〉の危機の源泉をなす。メインはこの
論点を「自然法」に絞りこんで次のようにのべる。

「自然法の機能は、要するに矯正的であつて革命的ないし無政府
的なものではない。これは、不幸にして、近代の自然法観が古代の
それと類似することをやめた点である」(1861=Maine, 1970:74)教授
就任講演で「自然法学」に対して「歴史法学」を擁護したバツハオ
ーフェンも、当時のドイツを支配していた「歴史法学」に必ずしも
好意的でない。彼は「法実証主義」(注釈学派)が優勢なフランスの
大学での留学時代を回顧して次のようにのべている。

「……全く実際的な分野に入りこみ、古代の法律学とは全く絶縁
して今日の法的生活の全体を取り扱おうとする試みは、私にとつて
は全く面白い仕事であつた。このような古代と現代の分離に基づく
法律研究の仕方は、当時のドイツを支配していた両者を結び合せる
やり方よりも、はるかに優れたものに違いないと確信するようにな
つたのも、多分この時からである」(1854=Bachofen, 1916:342)

〈歴史〉の導入によりもしも近代と古代の差異が曖昧にされるなら、
それはバツハオーフェンの求めた「歴史法学」ではない。彼が希求
するのは「古代には古代の権利を、近代には近代の権利を各々に与
える」方法態度であつた。^{*}

^{*}バツハオーフェンは、ニープール以来の実証的な歴史学に否定的態度を示し
ている(1854=Bachofen, 1916:363)。「文献学」の歴史学化をこの学問の願
塵と捉える点でニーチェと軌を一にしている。

自然法と歴史主義という一見対立した地点から始められた〈近代〉
の認識枠組批判は、こうして一点に凝集する。それが近代と古代を
混同する認識上の錯誤である。バツハオーフェン、メイン、クーラ

ンジュ、ニーチェは、ほぼ同じ内容の時代診断を下している。〈近代〉の混迷は、〈古代と近代の混同〉に由来する。〈近代〉の災厄の元凶は、「古代には古代の、近代には近代の権利を与えない」態度に求められる。まことに「ギリシア・ローマの古代をつねに眼の前におく習慣が、近代社会の進歩をさまたげる大きな障害のひとつである」。

では〈近代〉の危機をはっきりと見据えるにはどうしたらいいのだろうか。〈近代〉の問題化をさまたげる認識枠組上の危機は、どのようしたら克服できるのだろうか。

〈古代〉とのつながりを断ち、直接に〈近代〉に参入していけばいいのではないか。こうした素朴な解決策には一八六〇年代の思想家達は心を動かさない。徒手空拳で〈近代〉に立向かうには、彼らはあまりにソフィストケートされている。もしもこの解決策が信じられるのなら、近代の危機を認識枠組上の危機へと追いつめることはなかったはずである。それなら、従来の学問的伝統を総決算して、その廃墟の上に全く新しい学問体系を作り上げたらいいのではないか。〈近代〉に定位した新しい認識枠組を作るように理論的研鑽を行えばいいのではないか。——私達がよく目にしよく耳にするこうした方策を彼らは勧めはしない。彼らが一致して勧めるのは、私達には何とも迂遠に思える道筋である。

彼らが自らに課したのは〈古代〉像の作り直し作業である。〈古代〉を〈近代〉から切り離し、全く新しい目で〈古代〉を見直すことが、彼らの求める学問的課題である。「古代には古代の、近代には近代の権利を与えよ」というスローガンは、〈近代〉のためではなく〈古代〉

のために掲げられているのである。

「私は「古代という」着物をもとの折目のままに観察することを望んでおり、素材を現代の概念に適合させる一切の試みは、古代理解を阻む歪曲以外のなものでもないと考えている」(1854=Béchofen, 1916: 339)

「ギリシア・ローマという」古代民族についての真相を知るためのもっとも賢明な方法は、彼らがなんの因縁もない外国人であると考えて、われわれとの関係をまったく無視し、古代のインドやアラビアを研究するのと同様の公平な態度と自由な精神とをもって研究することである」(1864=Fustel de Coulanges, 1903: 2 頁; 36)

「歴史の規定をいっさい排し、時空を飛び越えて、二千数百年前の悲劇時代のギリシアに、一気に参入するのが、〈古代〉を正しく理解し、衰弱した近代文化から脱する唯一の道である」(同前, 1977 II: 303)

〈古代〉を古代人の目を通してもう一度見直すこと、これが〈近代〉の認識枠組上の危機を克服するために、バツハオーフェン、メイ、クランジュ、ニーチェが書き上げた処方箋であった。近代のためにではなく、古代のために〈古代〉を理解しようとするれば、例えば「ローマ法」に対する見方も変わってくる。「ローマ法」の意義を近代社会への影響力に求めるのは、古代と近代の混同に由来する「誤った」見解である。「ローマ法」はあくまでも〈古代〉を地平に理解されるべきである。「私の真に研究したいのは現今のローマ法ではなくて古代のローマ法であった」(1854=Béchofen, 1916: 338)。古代に対する

従来のアプローチを一新して、斬新な古代像を提供することに、四者は最大限の努力を傾注した。^{*}

・こうした「ローマ法」に対する見方の延長線上で、メインは次のように
べている。ローマ法が研究の対象になるのは、「そのなかに人類の初期観
念のあるものが反映されている」からである。(1861 || Maine, 1970; preface
to the First Edition)

バツハオーフェン、メイン、フュステル・ド・クーランジュ、ニ
ーチェの多彩な思想活動の原点をなすのは、近代文化に対する尖鋭
な危機意識であった。彼らに従えば危機の根源は、近代と古代を混
同する認識枠組にある。ここで彼らの旺盛な批判意識は〈近代〉から
〈古代〉へと転ずる。同時代の現象のなかでは、なによりもまず絞切
り型の古代像が我慢ならない。古代に関する通説を打ち破る仕事に
彼らの天職は絞りこまれていく。〈近代〉に毒された同時代の学問の
方法を捨て、古代に対して全く新しいアプローチが企てられる。彼
らの学問的営為は『母権』『古代法』『古代都市』『悲劇の誕生』とい
った作品群に結実していった。こうした業績のおかげで私達の古代
イメージは根底から革新されることになった。

『母権』『古代法』『古代都市』『悲劇の誕生』は単なる古代研究で
はない。〈近代〉の認識枠組を作り直すための舞台は〈古代〉にこそあ
る、という強い思いこみが、これらの独創的な古代研究を支えている。
彼らにとって〈古代〉とは、選択可能な研究テーマの一つではな
く、自らの感性と理性のすべてを賭けて生き抜いていかねばならな
い生活の場であった。〈古代〉は〈近代〉の代わりに〈同時代〉として選

ばれることになった。こうした近代と古代の逆説的結びつきのなか
で形成されたのが、バツハオーフェン、メイン、クーランジュ、ニ
ーチェという一八六〇年世代である。

2 自然法における近代と古代

〈近代〉の危機を脱するために〈古代〉に赴け、〈近代〉の正しい認識
を求めるなら、〈古代〉認識の是正からはじめなければならぬ。一
八六〇年代の思想家達は、思えばまことに奇妙な訓えを残したもの
である。〈近代〉への関心が〈古代〉への愛に反転するところに、私達
にとつてのわかりにくさがある。一八六〇年代の訓えが孕む〈近代〉
と〈古代〉の逆説を解きほぐすために、今度は、彼らの敵役である「自
然法」のサイドから、事態を見直すことにしよう。

近世自然法論の典型をなす社会契約説では、「社会状態」は「自然
状態」から論理的に導出されるべきものと考えられている。学問の
模範をなすのはユークリッド幾何学である。社会状態を自然状態の
論理的帰結として—例えばホップズなら「万人の万人に対する闘争」
状態の必然として—演繹しえたとき、社会契約論は完成する。

人間から歴史的につけ加えられた一切の性質をはぎとると、そこ
に現れるのが「人間的な自然」であるが、「自然状態」とは人々がこの
「人間的な自然」に従って暮らしている状態のことである。「自然状態」
から「社会状態」を導出する作業は、実際のところ、最初に仮定さ

れている「人間的自然」から社会秩序を演繹法によって論証することを意味する。「自然状態」の「社会状態」への転化は、論理の問題であって歴史の問題ではない。「自然状態」は「社会状態」を論証するための「公準」であり、論理整合的に仮設された「虚構」と位置づけられていた。

このような自然法的思考様式は、一八六〇年代を通して、演繹優位の方法論としてきびしく批判された。その際に一八六〇年代の思想家達によって依拠されたのが「歴史」である。

「自然状態」の「社会状態」への転化は、歴史的に説明されるべきである。「自然状態」はあくまでも歴史的な「事実」として構成されるべきである。近世自然法論者の「自然状態」がいかに荒唐無稽であるかが、古代学や人類学の知見を動員して執拗に論難された。

「自然状態」を「未開状態」として経験的に再構成し、「自然状態」から「社会状態」への移行のプロセスを歴史的に説明したいというのは、「母権」「古代法」「古代都市」を書き上げた大きなモチーフの一つであった。³⁾自然法論者の「臆断」を「事実」をもって是正しようというのである。

しかし近世自然法論者は、いわれるように反歴史的志向がそれ程強固だったのだろうか。ホップズ、ロック、ルソー、といった三人の社会契約論者のうちで、最も反歴史主義的な姿勢の持ち主はホップズだと思われる。このホップズにおいてすら、「歴史」との関係はもう少し複雑である。

ホップズの「自然状態」で万人に対して闘争を繰り広げる人間は

一体誰であろうか。それを「人間的自然」に従った個人と考えることが許されるだろうか。この問題を吟味し直したゴードン・シヨチエットは次のように結論する。

「ホップズの自然状態は全く個人主義的なものであったとすることはもはやできないだろう。むしろそれは、自主的なものとして互に対立し合う家族という社会的な単位からなりたっていた」(Scholch, 1967, 442)

自然状態の構成単位は「個人」ではなく「家長制」的家族—小家族の一つ—と考えるべきである。万人に対する闘争を企てていたのは「個人」一般ではなく「家長」である。「万人の万人に対する闘争」が「社会契約」を通して「支配」社会へと転轍されるはるか以前に、家長の家族員に対する支配がすでに存在していたことになる。人間間の支配関係のはじまりは家族とともにある、ということをホップズは「歴史的」事実として認めていた。

「自然状態」の構成単位が個人ではなく家族であるとすれば、「自然状態」から「社会状態」への移行には、次の二つのパターンがあることになる (cf. Hobbes, 1651, chap. 17)。その一つは、家長が自分の子供に対してもっている「自然的な力」が、社会全体へと拡大されていくような、自然状態がなしくずし的に社会状態に推移するケースである。今一つは、家長権を打ち破って、家的支配とは別な権力を全体社会の水準で作り上げる、社会状態が自然状態との断絶の上に確立するケースである。原始的な「自然的な力」を打破することを可能にするのが「社会契約」である。前者の経路で成立

するのは「獲得によるコモンウェルス」、後者の社会契約の媒介で成立するのは「設立のコモンウェルス」とそれぞれ名づけられている。いわゆる「社会状態」には「獲得による」と「設立による」ものの二種類あることになる。もしも「人間的自然」が普遍的なものとすれば、そこから論理的に演繹できる「社会状態」は一つしかない筈だろう。しかし実際には二種類ある。ということは、どちらの社会状態が出現するかについては、人間性の分析だけでは決定できないということである。ここに歴史的条件が働く余地がある。

「万人の万人に対する闘争」であまりに有名なホッブズの「自然状態」を、歴史に対するホッブズの無知あるいは間違つた知識に由来させることはできない。彼は歴史の端緒から孤立した個人がいたわけではないことも、またこれまでの政治権力が社会契約を介した設立のコモンウェルスでないことも、十分承知していたと思われる。

にもかかわらず彼は、自然状態といえは、赤裸な個人の闘争状態を、また社会状態が生成する二つのパターンのうち、自然状態が克服される経路を専ら問題にし続けた。こうした偏向は、多分家族的支配とは別箇な権力を社会的規模で実現することを求めた、彼の価値関心に由来するだろう。コモンウェルスといわれた場合、「設立のコモンウェルス」が関心の焦点をなす。いかにして「設立のコモンウェルス」の生成は可能か、という問題をたてれば、「未開状態」においてクローズアップされるのは家族内の家父長制的支配の様態ではなくなる。家族間にみられる家的支配の真空地帯こそが舞台の前面に立ち現れよう。というのも家父長権を打ち破る契機は家族内ではな

く、家族間の没家父長制的社会関係のなかにあると想定されるからである。万人の万人に対する闘争という「自然状態」は、決して、人間的自然に関する仮定から作り上げられた単純な「虚構」であるとは言えない。それは、ホッブズの問題関心に従い、「未開状態」という歴史的事実から抽出された「理念型」と解されるべきであろう。これに感じて、自然状態から社会状態の移行の問題も、ホッブズの場合、論理的演繹の問題に還元されると捉えることもできなくなる。もし還元しうるなら、移行のパターンを二つも用意する必要もなかった筈である。

ホッブズを歴史を無視した廉で非難することはできない。彼は、少なくとも同時代の水準でいえば、尖鋭な歴史意識と豊富な歴史知識の持ち主であつたといわざるをえないからである。^{*1}

* ホッブズに関して、その個人主義的演繹主義を再考する余地があるとすれば、ロック、ルソーに関しては、一層このことがあてはまる。ロックは同時代の思想家の誰よりも新大陸アメリカにつよい関心をもっていた。

「彼は『政府論』の中でしばしばインディアンのアメリカに言及し、インディアンの社会、道徳事象との対比において問題を考察していたことが、その何よりの証左であるが、彼は新大陸への航海記や旅行記に異常なほど大きな関心をもち、新大陸の自然史と社会・道徳事象の研究を通してえられた新大陸に関する人類学的知識をもっていたのである」(田中、1978: 203)。このようなロックの嗜好を思えば、「自然状態」が全くのフィクションであり、「社会状態」への移行が単なる論理的演繹の問題であつたとは、考え難い。ロックの自然法論をスコットランド啓蒙において開花した「社

会の「自然史」の先駆と規定することも、あながち無理ではない。

「仮設的な社会の自然史」という視点は、ルソーの『人間不平等起源論』にも貫かれている。ルソーは、この書物のなかで、ホッブズの陰惨な自然状態イメージを論駁するために、歴史学や人類学の知識を総動員している。ルソーの自然法論のなかに、一九世紀初頭に万面開花した「ロマン主義」の歴史把握を見い出すことは、可能であろう。⁵⁵

近世自然法論者によって仮設された自然状態には、新大陸に関する雑多な情報や当代の古代学の最新の成果といった「新」知識がつめこまれている。従って同時代の知識の水準を前提にすれば、社会契約以前の自然状態に関してそれなりの経験的な尤らしさを認めざるをえない。一八六〇年代に構成された「未開状態」と自然法論者が仮設した「自然状態」とを比較して、その経験的信憑性に関して、程度の差以上のものを認めるのは、後なる者の気楽さであろう。

しかし、あやふやな知識の状態のなかで、「自然状態」をどうして設定する必要があるのだろうか。不分明な状態に関して、あえて一つの像を描き出すという危険を冒す必要がどこにあったのか。近世自然法論者の企てた学問的冒険は、「起源の問題」が彼らにとつてどの位切実であるかを考慮してはじめて理解可能となる。「自然状態」は一七世紀の社会認識が起源問題に夢中になってきたことの端的な現れである。物事の起源を知ることが、物事の本質を知ることと同値であると考えられていた。現代の社会状態は、その起源を示す自然状態と対比されることによって、その本質がはじめてつかまれる。自然状態は同時代を映し出す鏡としての役割を負わされてい

た。近世自然法論者を魅了した「起源への関心」には、一八六〇年の思想家達を駆動したあの「古代への情熱」を彷彿させるものがある。

しかし一八六〇年代世代は、こうした類縁性を断固として認めない。「起源への関心」はむしろ社会認識における躰きの石として断罪される。起源問題への熱中は近代と古代を分つ差異を曖昧にし、近代の現象を古代にあったと想定された事象によって判断し、説明するという習慣を作り出す。こうして自然法論者の通弊であるへ近代と古代の混同が生み出されるのである。

近代の混迷の元凶として論難されてきた近代と古代の混同は、自然法の系譜に立つ社会認識において、それ程安易に犯され続けてきたのだろうか。ホッブズを例に吟味し直すことにしよう。「リヴァイアサン」に次のような一節がある。

「世界の西の部分にあたる国々に住むわれわれは、コモンウェルスの制度や権利に関する見解を、アリストテレス、キケロ、その他のギリシア・ローマ人から受け継いでいるのだが、彼らは、民主国家に生活していて、それらの権利を、自然の諸原理からひき出したのではなく、自分達の民主的コモンウェルスで実際に行われていることをそのまま、書物に書きとめたのである。……そこで、こういうギリシア・ラテン人の著者達の書物を読むことによって、人々は子供の頃から、(自由という偽りの外見の下に)動乱を好み、主権者達の行為をすき勝手に統御するという習慣を身につけてきたのである。それ故、これらの西の部分の国々が、ギリシア語、ラテン語の

学問に対して支払った程高価なものは、いまだかつてなかったであろうと思われる」(Hobbes, 1651: Chap, 21) ホッブズの思考パターンは、一八六〇年代の思想家達と驚く程類似している。同時代の災厄の原因は、ここでも「近代と古代の混同」に求められている。

ホッブズの思考の出発点は次のような問いかけである。「かくも多くの流血騒ぎはどうして起るのか」。騒擾や統治の混乱に現代の危機を認めるホッブズは、アリストテレス、キケロの權威をまずは疑ってかかる。政治学の古典といった偶像を破壊するために、選ばれた武器が「自然法」である。ホッブズによれば、古典古代の政治的著作は、自らの見解が自然法に準拠していることを誇りにしているが、その評判は見かけ倒しである。彼らは自分達の社会で実際に行われていた慣行をただ記述しているだけである。自然法に照してすべての慣行を吟味するという作業は、これから創始されるべき事柄である。

ホッブズには近代人としての強烈な自負がある。「レヴァイアサン」はアリストテレスの『政治学』への挑戦の書である。

「こういうギリシア・ラテン人の著者達の書物を読むことによって」人々の判断力に狂いが生じた。この端的なあらわれが「自由」の取り扱い方である。古代の「自由」は個々人ではなしに都市国家がもっているものであった。たとえ奴隷であっても、彼の属する共同体が自由であれば、彼は「自由」なのである。アテナイ人は、主権者に抵抗する自由をもつが故にではなく、自由な共同体に属するが故に自由とよばれるのである。古代の自由のこうした本質を見

損ったところに、現代の政治的混乱が胚胎する。ホッブズによれば「人間は、自由という尤らしい名称に容易に欺れるものであって、それは、公共体だけの権利であるのに、そのことを認別する判断力をもたないから、かれらの私的な相統権や生得権のことだと思いがいするのである」。現代の政治的危機は、近代と古代とを混同する「判断力」の狂いに帰因されている。

古典主義的教育のなかで人々が身につけてきた判断力の狂いを正常に戻すために、一体どうしたらよいのか。〈古代〉離れをすればよいのか。ホッブズもまたこうした方針を勧めはしない。彼が求めるのは、まず〈古代〉と〈近代〉の相違を明確に自覚することである。〈古代〉と〈近代〉と異った独特の世界であることを示すために、ホッブズがもち出したのが「自然法」である。「自然法」を参照すると、アリストテレスらが描き出したのは一つの約束事の世界であって、その妥当範囲は〈近代〉にまで及ぶものではないことが明らかになる。自然法に即したコモンウェルスの形成は、むしろ現代の課題に属する。〈近代〉は〈古代〉をそのままの形で復活すれば事足りりといった世界ではない。〈近代〉には解決すべき固有の問題がある。自然法的思考は、近代と古代の混同を是正するために召喚されたのである。

近代と古代の識別力を回復するために、〈古代〉に関する一般通念を撃つという点では、一八六〇年世代もその適役の自然法論者も大きな相違はない。このことは以上の議論から明らかであろう。両者の相違点は克服すべき古代像の内実にある。一八六〇年代に自然法論者が批判的になったのは、彼らの前提とする古代像のゆえにで

ある。一八六〇年世代の見解では、自然法論者によって流布された「古代」の通念を鏡としては、「近代」は正しく把えることはできない。「古代」をもう一度新しい目で見直し、「近代」を正しく映し出す鏡として作り変えることがどうしても必要である。この作業抜きに社会認識の進展を語ることはできない。「近代」と古代の混同批判ということでは、「古代」を「近代」を映し出すための鏡として利用していく、社会認識の仕方そのものと絶縁することが勧められているわけではない。眼鏡を長い間かけていると眼鏡の存在を忘れ、自分が肉眼で見ているような錯覚に陥る。眼鏡が狂っているとの指摘は、眼鏡なしでものを見るためではなく、もっと度のあつた眼鏡にかかえるためになされているのである。

一九世紀中葉に制度化されていた古代像はどのような内容のものだったのか。それは、ギリシアにおける哲学と政治、ローマにおける法律、という三本の柱によつて支えられた世界である。ギリシア哲学、デモクラシー、ローマ法、あるいはソクラテス、ペリクレス、ユスチニアヌス法典、というトリアーデからなるイメージである。ソクラテスの体現する「主知主義」は近代科学の指導原理をなす。またギリシア・ポリスにおけるデーモスの支配は「人民主権」の理念を介して、またユスチニアヌス法典で完成をとげたローマ法は「法治国家」の理念を介して、ともに近代政治の根幹を形作る。科学と民主制——これは一九世紀ヨーロッパのシンボルでもあつた。

古代像を構成するものとして、科学と政治という二つの力に、もう一つ芸術も加えておこう。この場合の芸術とは、ギリシアの造形

芸術が念頭におかれている。大理石で作り出された彫刻を典型に、ギリシア芸術のもつ判明、明晰な性質が愛好されている。芸術は理性に対立するものではない。美と真理の一体性こそが古代における生活の理想をなす。「ギリシア的調和」「ギリシア的美」「ギリシア的晴朗さ」——このようなスローガンの下に、美は理性や政治の不可欠な要素と扱えられる。このようにして芸術は科学と政治よりなる古代像のなかに、親和的要素として組みこまれ、古代のイメージを色彩豊かに完成することになった。

ギリシアにおける哲学と（造形）芸術、ローマにおける法律、この三者をつなぐ共通項が「理性」である。一八六〇年世代が反抗を企てたのは、ロゴスを基軸とする古代像に対してであつたのである。^{*}

^{*}このような古代像は近世自然法のなかで全てが形作られたわけではない。ギリシア人の「理性」を西洋における近代的な合理主義の淵源として眺める習慣は多分、宗教改革からテカルトを経由してドイツ観念論に至る「認識論」の哲学的伝統の下で、またギリシア人の「芸術」に調和的明瞭性を見出す習慣は、ルネッサンスからウィンケルマンに連らなる「古典主義」の審美的伝統のなかで次第に形成されたものであろう。近世自然法論——広く啓蒙主義は、デモクラティックな古代像をその遺産として残した。従つて、ロゴスを基軸とする古代像は、ルネッサンス、宗教改革、市民革命といった諸力の合流点として形成されたヨーロッパ「近代」全体によつて作り出された「通念」であるといえよう。こうした古代像に反逆するには、ヨーロッパ「近代」全体を問い直す問題意識が必要であつたのである。

3 現代の学問批判と古代像

一八六〇年代に展開された「自然法」批判には二つの側面がある。一つはロゴスとデモクラシーから構成された古代像に対する批判であり、もう一つは、ロゴス優位の演繹主義的方法論に対する批判であった。この二つの批判は内容的に呼応している。しかし、批判される方から見ればこの二つの側面は分離可能でもある。「近世」自然法論者に特にあてはまるのは第一の古代像に対する批判である。しかし彼らの方法論は、必ずしも「歴史」遊離の社会認識を推進するものであったわけではない。

第二の演繹優位の方法論批判がよくあてはまるのは、「近世」自然法論者よりはむしろ一九世紀におけるその後継者達である。メインは一九世紀に活躍した思想家のうちで、三人を名指で批判している。それがD・リカード、J・オースティン、J・ベンサム、の三者である。この三者は、その「非」歴史性の故に繰り返し批判されている。⁶

D・リカードは経済学において「古典学派」を、またJ・オースティンは法律学において「分析法学」を、J・ベンサムは政治学において「功利主義」を創始したひととしてそれぞれ有名である。リカード、オースティン、ベンサムは、一九世紀の前半において、イギリスのみならずヨーロッパの社会科学界全体をリードする三人の巨匠達であるといえよう。

分析法学は、J・オースティンがドイツ留学中に学んだ「パンテクテン法学」の考え方をその基礎としている。いわゆる「パンテクテン法学」は、自然法的な体系構成に従いローマ法系の実定法を研究するので、その法学体系の出発点をなすのは抽象的人格である。

「自由意志」の主体である「人格」を起点に、法律全体の論理的体系化が図られている。ここでまた古典派経済学のトレードマークが「経済人」と「自由放任」、功利主義のスローガンが「最大多数の最大幸福」であることをあわせて想起すれば、分析法学・古典学派・功利主義のなかに、普遍的な人間性を前提にしてそこから普遍的な人間性を前提にしてそこから普遍的に妥当する社会法則を導出しようという、共通の学問的志向を容易に見い出すことができる。この三つの学派こそ、ロゴス優位の方法論を重ずる学問の典型であり、メインの論敵となつたのも当然であった。

歴史的考察よりも論理的体系化を重んじ、体系化の出発点として孤立的個人を選ぶ傾向は、たしかに「近世」自然法論に内在するが、その帰結が徹底した形で引き出され、明確な表現を与えられたのは、一九世紀前半の出来事である。自然法思考に新しい紀元をきり拓いたのが、古典派経済学・功利主義・分析法学（広くパンテクテン法学）、という三つの新しい学問動向である。近世自然法論がもつ「起源への関心」は非科学的なものとして切り捨てられ、反歴史主義的な形で純粹化させられる。こうして一九世紀中葉において、人間の本性から社会の性質を推論する個人主義的で演繹優位の社会認識が、社会Ⅱ人間科学の主流になったのである。

一八六〇年世代が活動を開始したのは、近世自然法が個人主義的理論体系として自己完成をとげた、こうした段階である。彼らが批判したかったのは、当代の社会Ⅱ人間科学をリードしていた古典派経済学・功利主義・分析法学の諸潮流である。「近世」自然法論は、三つの学問動向を生み出した共同の祖先として、社会認識の歴史を遡行するなかで批判の俎上にのるようになったにすぎない。彼らの真の敵は、自然法論そのものではなく個人主義的な演繹優位の社会認識であった。彼らが問いただしたかったのは次のことであろう。

「経済人」を典型とするような人間に対する見方、自由競争・民主政・実定法をキーワードとする社会に対する見方、こうした人間観と社会観とを論理整合性を武器に体系化していくような理論枠組に依拠して、果して時代の危機を正しく認識することが可能なのか。「最大多数の最大幸福」という価値関心に導かれて、時代の危機は果たしてよく克服されることができのだろうか。一八六〇年代に問い直されているのは、あくまでも同時代を支配している認識枠組であった。

分析法学・古典派経済学・功利主義の三つは、一九世紀において法律学・経済学・政治学を主導した最新の学説である。これら三つに「文献学」を加えれば、一九世紀中葉における社会Ⅱ人間諸科学の最先端がすべて網羅されていることになる。バツハオーフェン、メイン、クーランジュの「自然法」批判に、ニーチエの「歴史主義」批判を加えると、一八六〇年代に繰り広げられた学問批判の射程は一気に広がる。彼らはすでに確立している「権威」にかみついでい

るだけではない。既成の学問を突破するものと期待されている先端科学に対しても鋭鋒は向けられている。自然法も歴史主義も近代と古代の混同をもたらず故に峻拒されるべきものである。当代における学問の最先端も、近代の問題状況を切開し治療してゆく能力はない。現代的知性にしがみついている限り、私達には未来はない。これがバツハオーフェン、メイン、クーランジュ、ニーチエに共通する学問診断である。

現代の学問をその根底から作り変えるにはどうしたらよいのか。一八六〇年代の思想家達は、「理論」によって認識枠組を根本から変える方途を選ばなかった。古典派経済学・功利主義・分析法学は、いずれも理論的洗練度にかけては当代きつてのものだっただけに、こうした戦略はミイラ取りがミイラになるだけと思っただけに、ない。あるいは、理論的整合性にしばられて想像力を大胆に飛躍させることができなくなる危険性をおそれたのかもしれない。ともかく彼らを選んだのは、近代に思考の舞台を移し変えるという戦略であった。

『母権』『古代法』『古代都市』『悲劇の誕生』という一連の作品は、ただ単に従来と異った古代像の提示を目的とする古代研究の書物ではない。これらは、近代という場を借りて、人間と社会に対する新しい見方をきり拓こうとする認識枠組に関する研究書でもあった。近代は大胆な思考実験を繰り返して、斬新な理論を組み立てるための作業場であった。近代は、余りにも尖鋭な危機意識の持ち主が生息するためのアサイラムであった。

近世自然法の自己展開の結果ででき上がった個人主義的理論体系の呪縛からのがれるには、タイムトリップすることが必要だったのだろう。〈近代〉から〈古代〉へと遡行するなかで、ようやく想像力を自由にしたかせうするすきまを見出すことができた。〈古代〉は社会的想像力を開発する場なのである。社会的想像力が社会認識において果す決定的役割を思うとき、〈近代〉から〈古代〉への関心の転換は、決して無謀なものとはいえなくなる。もしも〈古代〉において人間と社会に対する見方を一新することに成功するならば、この成功は、社会的想像力の働きを介して、現代における社会認識の閉塞状態をつき破ることを約束する。現代の学問の乗りこえを可能にする、新しい方法論・パースペクティブ・認識枠組が開示されるには、社会的想像力の活動が不可欠である。しかし想像力はどこで解発されるかわからない。一八六〇年世代は〈古代〉で社会的想像力が覚醒される可能性に賭けたのである。

4 社会学と一八六〇年代——社会学史への補論

学問の歴史を語る場合、その起源を定めることは通常容易ではない。この点社会学はずいぶん分めぐまれている。「社会学」では、その創唱者も創唱の年代も明確だからである。sociologie は一八三八年、オーギュスト・コントによって作り出された新しい学問名称である。社会学の歴史は、コントを起点に語られる。コント（およびスペンサー）を基軸に社会学を一九世紀中葉に「成立」させる見解は、過

去においても現在においても根強く、社会学史における「通説」といつても過言ではない。

* 比較的最近のものとして、L.A.Coser, *Masters of Sociological Thought*,

1971; J.H.Turner & L.Beehley, *The Emergence of Sociological Theory*,

1981; D.Kasler, *Klassiker des Soziologischen Denkens*, I, 1976; 細谷昂・

田原音和・河村望・三満信・編『講座社会学史』第一巻、一九七六。

しかし名称が作られたからといって直ちに学問の実質がでさるわけではない。社会学のものの方や概念もコントから受け継いできたといえるだろうか。「名付け親」は「生みの親」でもあったのだろうか。また「育ての親」を必要にしない程、社会学は幸運の星の下に生まれついていたのだろうか。

社会学の名称の由来ではなく、実質的内容の系譜を問う直すとき、コントにはじまる社会学史は、語ることが余りに少なすぎると同時に、語ることが余りに多すぎる、と批判することも可能だろう。「通説」は、その過少によっても、逆にその過剰によっても、批判的になる。

「過少」とはどういう意味か。F・テンニース、G・ジンメル、

E・デュルケム、M・ヴェーバー、といった世紀の転換期の社会学者を例に、その意味を考えてみよう。世紀の転換期に活躍したこうした社会学の第二世代は、コント・スペンサーといった第一世代の業績と格闘しながら、自らの社会学を創造した、と果していえるだろうか。第一世代は第二世代にとって「重要な他者」であったのだろうか。

テンニース、ジンメル、デュルケム、ヴェーバーらを「社会学者」として有名にさせた著作は、各々『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』、『社会分化論』、『社会分業論』、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』であるが、こうした社会学史上の画期的な仕事をなしとげる前に、彼らは多彩な学問遍歴をくり広げている。テンニースはホップズとスピノザを研究し、有能なホップズ研究者として学界にデビューした。ジンメルはカント論で学位をとり、私講師としては、ダーウィニズム、ショーペンハウアー、ニーチェについて講義を行っている。テンニース、ジンメルが「社会学」に出会ったのは思想史研究を經由してであった。

それに対してヴェーバーは『中世商社会社成立史論』『ローマ農業史』が博士論文、教授資格論文であり、国民経済学が彼の所属した大学内での専門であった。コントを精読したことがあるかどうかも疑しいヴェーバーに対して、デュルケムは当初から「社会学」に対して強い関心を抱いていた。大学で社会学を最も早く講義しはじめている彼は多分、制度的な意味で最初の「社会学者」であったといえるだろう。しかしこのデュルケムですら、大学のポストをえたのは、W・ウンツの心理学、G・シユモラーの経済学を論じた論文の声望ゆえであった。学位論文の副論文はモンテスキュー論であり、それはフュステル・ド・クラランジュに捧げられている。

世紀の転換期の社会学者達の問題関心の範囲を、コント・スペンサーの学説でおおい尽くすことはできない。彼らが解こうとした問題は、コントをこえ、西欧の社会認識の伝統そのものにつらなってい

る。彼らの直接の祖先は、「近代」を思想的に形作った思想家達、とりわけホップズらの近世自然法論者である。彼らをはぐくみ育てたのは、政治学・法律学・経済学を育てたのと同じ思想的土壤である。社会学は、社会諸科学全体の形成過程を視野に収めてはじめて、その歴史を十全と語ることができるだろう。

社会学の成立を、西欧の社会認識の歩みの一齣として把握する見方をへ社会思想的な社会学史と名づけければ、この立場でなによりも重視されるのは、社会学と他の専門分野との相互作用である。社会学者は、西欧の知的伝統から問題設定や基礎概念を切り出し、新しい価値をそれにつけ加える。社会学者の切り拓いたパースペクティブの新しいさは、他の学問や知的伝統を参照してはじめて理解可能になる。西欧の社会認識という大きな流れの一つの支流として社会学をとらえようとすると、コントにはじまる社会学史は過少となる。^{*}

* へ社会思想的な社会学史は、一七世紀頃の西欧近世を始点に社会学の歴史を語る特徴をもつが、その強調点のおき方によって様々なタイプが考えられる。リベラルな起源VS保守的な起源、解放の問題関心VS秩序化の問題関心、規範主義的社会観VS経験主義、自然法論VS歴史主義、等々、様々なタイプコトミトによって部類分けすることが可能だろう。こうした社会学史観は、W. Sombart, *Die Anfänge der Soziologie*, 1923など長い研究史をもつが、比較的最近の業績を列挙しておけば、H. Strasser, *The normative Structure of Sociology*, 1976; G. Hawthron, *Enlightenment and Despair*, 1976; F. Jonas, *Geschichte der Soziologie*, I, 1976; S. Seiden, *Liberalism & the*

では逆に、コントにはじまる社会学史が「過剰」であるとはどういう意味なのか。社会学の現在に注意を集中し、社会学者の学問的活動をその最先端でおさえてみると、社会学の研究分野は多岐に分かれ、その各々が専門家達によってなによりも狭く深くという形で討究されている現実が浮び上ってくる。現代の社会学は、単一の学科というより、専門的な「連字符」社会学の寄せ集めと考えた方が実情に近いだろう。「分化は進歩」という命題は、社会学者に対して、認識枠組ばかりでなく実践的指針をも提供していた。多種多様な連字符社会学のなかで、研究の伝統も古く擁している研究者の数も多い「老舗」といえば、宗教学、家族社会学、地域社会学（農村／都市社会学）などをあげることができるだろう。こうした専門分野のなかでは、社会学の歴史はどのような形で語られているのだろうか。

宗教学の播籃は、フュステル・ド・クラランジュの『古代都市』とロバートソン・スミスの『セム族の宗教』（一八八九年）、に求められる。この二つの偉大な業績を基礎に、それに続くデュルケム、ヴェーバーの努力によって、宗教学は形成されたといわれている。

また家族社会学では、その起点はバツハオーフェンの『母権』に遡る。バツハオーフェンの仕事を継承したモルガンの『古代社会』（一八七七年）とエンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』（一八八四年）という二つの業績の出現によって作り上げられたのが家

族の進化図式であるが、この進化論的家族論に対する反撥・批判を基軸に家族社会学の形成過程をおさえるというのが、標準的な見解であるように思われる。

地域社会学の場合、農村社会学と都市社会学とに分割し、各々についてその歴史を語ると、起点は通常二十世紀初頭のアメリカ社会学に定められる。しかし、両者を一体のものと思なし「コミュニティの社会学」として一括してその形成過程をたずねることも可能であろう。その場合、テンニースの『ゲマインシャフトとゲゼルシヤフト』が原点として浮び上ってくる。テンニースは、この社会学者としての出世作を書くにあたって、大きく影響をうけた人物として三人の名前をあげている。メイン、オットー・ギルケ、カール・マルクスの三名である。特にメインのインパクトは絶大で、テンニース自身次のように明言している。「この書物の思想が始めて熟したのは、一八八〇年にメインの『古代法』のドイツ語訳の二二二―四頁に接した時である」(Tönnies, 1971:ixxxIII, 註, P. 20)と。

連字符社会学の成立を個別に追求していく立場をへ部門史的な社会学史と名づけければ、こうした見方では、社会学は一九世紀の後半に至りようやく成立する。社会学の起源をコントにまで遡るのは「過剰」で、せいぜい一八六〇年代を限度とする。フュステル・ド・クラランジュ、バツハオーフェン、メイン、といった一八六〇年代の思想家達が、コントに匹敵する位置を与えられている。世紀の転換期の社会学者達に先き立つのは、一八六〇年世代である。一八六〇年代から深いインスピレーションをえた一八九〇年世代の仕事のな

かから、社会学は生成した。——こう把握するのが〈部門史的〉社会学史の標準的見取図であるといえよう。^{*}

^{*}〈部門史的〉社会学史は、〈社会思想的〉なそれに比べると、その研究状態は、質量ともに大に見劣りがする。多くの場合、テキストブックの一章としてべられていてだけで、まとまった研究書が刊行されているわけではない。コントにはじまる学史への批判も、明示的に語られているわけではない。含意として、そのような批判が考えられるといった程度のことである。

〈部門史〉は、今後、社会学史のなかで、多にすすめられるべき研究分野といえるだろう。宗教―、家族―、地域―社会学の成立史の理解については、次のもの参照。小口偉一・堀一郎監修『宗教学辞典』東京大学出版会、一九七三、福武直・日高六郎・高橋徹編『社会学辞典』有斐閣、一九五八、J. Bernard, *The Sociology of Community*, 1973.

社会学の現場において、現時点でも「現役」として依然大きな影響力をもっているのは、デュルケム、ウェーバー、ジンメル、テニスといった人々である。社会学史の焦点をこうした世紀の転換期の社会学者に絞りこむと、社会学の形成は二重の力の合成として表象することが可能である。一方における近世の社会思想、とりわけ近世自然法論から世紀末に向うベクトル、他方における一八六〇年代から一八九〇年代へ向うベクトル、この二つの力の合成としてである。この二つのベクトルは世紀の転換期で合流する。

こうした二重の力の合成過程を理解するには、視点も二重化させておく必要があるだろう。一方では、近世自然法論とのつながりを見据える長期的視野と、地方では一八六〇年代との世代継承に注意

を払う短期的視野、という二つの視座の使いわけである。この長期／短期という分類は、次のように言いかえることも可能だろう。制度化された社会学を社会科学全体へと開いていく視点と、社会諸科学の星雲状態のなかから社会学の制度化へと求心化していく視点、すなわち、脱中心化／中心化、という視点の二重性である。こうした複眼的視座を用意することによって、社会学の形成過程は、過去から現在に向うまなざしと、現在から過去に向うまなざし、との総合としてとらえられることになるだろう。

一八六〇年代に繰り広げられた近世自然法論批判は、古典派経済学、功利主義、分析法学に対する批判に帰着する。こうした批判は、見方を変えれば、経済学・政治学・法学の三者鼎立状態に対する不満といってもよい。経済学・政治学・法学といった形で専門科学に分化していく社会科学の延長線上で、〈近代〉の危機は果してよく認識されるのか。一九世紀社会科学の制度化状況に対する一八六〇年世代の抱いた危機意識は、「社会学」の生誕に賭けたコントの危機意識と共通する部分をもつ。

コントもまた現代社会の混乱の因を近世自然法論に求めている。演繹優位の社会の「形而上学」のかわりに、社会の「実証主義」をうち立てない限り、混乱を終息させることは不可能である。社会認識の実証主義化は、法学・政治学・経済学といった学問の制度化された縄張りに拘泥しては成功はおぼつかない。新しい酒を盛るには新しい皮革が求められるべきである。社会認識の実証的枠組を構築する新しい研究分野を予兆的に指し示すために、sociologie

という新しい学問名称を案出する必要があった。

一八六〇年代の思想家達は、近世自然法的思考を断ち切るために「古代」に赴いた。それに対してコントによれば、思考の病いは虚心坦懐に同時代に相対するなかでしか癒すことはできない。「社会学」は同時代と格闘するための旗印であった。

世紀の軽換期の社会学者達は、あくまでも「近代」に即して近代の危機を乗り越えることを望んだ点でコントの遺録をつぐ。彼らが同時代に立ち向うために頼りにしたのは、コントではなく、一八六〇年代が「古代」に沈潜するなかで得た認識枠組であった。一八六〇年代が切り拓いた「古代」に対する新しい見方を「近代」に適用しようとする。世紀の転換期に確立された「社会学」によって、「近代」に対して一九世紀以前とは根本的に異った見方をすることが可能となった。一八六〇年代の初志は、世紀の転換期の社会学者の手を解ることによって、ようやく日の目をみるこゝろができた。西欧の知的伝統は、様々な世代の思ひがらを共働を通して、自らを實現していくのである。

注

- (一) このパラグラフに関しては次の二つの業績を参照。Parsons, 1937, Chap. 1. Hughes, 1958, Chap. 2
- (二) 唯一の例外はバットンオーフェンとニーチェの間で交渉があったことである。この二人は、同じ時期にパーゼル市民であったので、交際し合ったことは不思議ではないが、それは社会的な局面に限られていたことである。参照。(西尾, 1977 II, 231)
- (三) マーソンは「古代法」のモチーフについて次のように述べている。「私はかつて『古代法』において、人類の私法と制度に対していわゆる歴史的探求の方法を適用することを試みた。…多くのアプリアオリの理論の基礎には、すべての実定的制度に先立って自然法と自然状態があったという仮設があり、また自然状態にふさわしい権利と義務の仮設の体系が存在した」(1886 = Maine: V)

- (4) ホッブズの歴史意識の特有性については小池論文参照(小池, 1971)
- (5) ロックの歴史意識については Schochet, 1975 (Ashcraft, 1968) (田中, 1979) 参照。またルノーの歴史意識については(福田, 1984) 参照。
- (6) この論点については次のものを参照 (Burrow, 1966; 154, 155, 176)

引用文献リスト

- Ashcraft, R. Locke's State of Nature: historical fact or moral fiction?, *American Political Science Review*, LXII, 3, 1968
- Bachofen=1854; Bachofen, Johann Jakob, Eine Selbstbiographie, in *Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft*, Bd.34, 1916
- Bachofen=1841; Bachofen, Johann Jakob, *Das Naturrecht und das geschichtliche Recht in ihren Gegensätzen; Antrittsrede*, in Bachofens Gesamte Werke, I, 1943, Banno Schwabe & Co. BASEL
- Bachofen=1861; ditto, *Das Mutterrecht; Erste Hälfte*, in Bachofens Gesamte Werke II, 1948
- Burrow, J.W., *Evolution and Society; A Study in Victorian social Theory*, 1966, Cambridge University Press
- 福田敦一、ルノーの古代ギョネン、『思想』一九八四年三月、岩波書店。
- Fusiel de Coulanges=1864; Fusiel de Coulanges, Numa Denis. *La Cité Antique; Etude sur le culte, le droit, les institutions de la Grèce et de Rome*, 1903, Librairie Hachette ETC^e, Paris, 田代貞之郎譯『古代都市』。一九六二、白水社。
- Hughes, H. Stuart, *Consciousness and Society; The Reconstruction of European Social Thought 1890-1930*, 1958, Alfred A. Knopf, Inc., New York. 牛松敏三、『芥川義男訳「意識の社会」一九三〇、白水書房。
- Hobbes, Thomas, *Leviathan, or the matter, forme and power of a common*

-wealth ecclesiasticall and civil, 1651, 水田洋・田中浩・『リヴァイアサ

ン〈国家論〉(世界の大思想13) 一九六九、河出書房新社。

小池正行、家父長権思想のホムズ(上)(下)『思想』一九七一年九月 (No.567)

一九七一年十月 (No.568) 岩波書店。

Maine=1849; Duff, M.E. Grant, *Sir Henry Maine: A Brief Memoir of his*

life, 1979, Fred B. Rothman & Co. Colorado

Maine=1861; Maine, Henry Sumner, *Ancient Law; Its connection with the*

Early History of Society and Its Relation to Modern Ideas, 1970, Peter

Smith Mass.

Maine=1886; ditto, *Popular Government; Four Essays*, 1886, John Murray,

London

Nietzsche=1872; Nietzsche, Friedrich, *Die Geburt der Tragödie aus dem*

Geiste der Musik, 1872, in *Werke in Drei Bänden*. (Hg. von Karl Schlech-

ta), 1966, Carl Hanser Verlag München. 西尾幹二訳『悲劇の誕生』一九

七四、中公文庫。

西尾幹二、『ニーチェ』(第一部) 一九七七、中央公論社。

『ニーチェ』(第二部) 一九七七、中央公論社。

Parsons, Talcott, *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory*

with Special Reference to a Group of Recent European Writers, 1937,

McGraw Hill. 福下毅・厚東洋輔訳『社会的行動の構造』(一巻編) 一九七

六、木鐸社。

Schochet, Gordon J., Thomas Hobbes on the Family and the State of

Nature, in *Political Science Quarterly*, Vol. 82, No.3, 1967

ditto, *Patriarchalism and Political Thought, The Authoritarian Family and*

Political Speculation and Attitudes especially in Seventeenth-Century

England, 1975, Basil Blackwell, Oxford.

田中正司『市民社会理論の原型: シモン・ロッチ論考』一九七九、御茶の水書

房

Tönnies, Ferdinand, *Gemeinschaft and Gesellschaft*, 1979, Wissenschaftliche

Buchgesellschaft, Darmstadt. 杉ノ原寿一訳『マートン・シャフトマン

シャフト』(上・下)、岩波文庫、一九五七。

吉田健一、『ヨーロッパの世紀末』一九七〇、新潮社。